

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第8号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年佐賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
佐賀県警察の警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条第1項の佐賀県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる警察官とする。 (1) 警察本部の <u>刑事部</u> 又は警備部の警視以上の階級にある警察官 (2) 略	佐賀県警察の警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条第1項の佐賀県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる警察官とする。 (1) 警察本部の <u>生活安全部、刑事部、交通部</u> 又は警備部の警視以上の階級にある警察官 (2) 略

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。